

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年11月13日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

11月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（野口委員、三宅委員）	
認定第5号の審査	35
採決	35
閉会の宣告	35

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年11月13日(火) 午前10時 開会
午後 1時53分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 三宅秀明 委員 三好義治
委員 野口博 委員 村上英明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
市長公室長 寺田正一 同室次長 中岡健二 同室参事 南野邦博
同室参事兼政策推進課長 有山 泉
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎
秘書課長 井口久和 同課参事 橋本英樹 政策推進課参事 山口 猛
人事課長 山本和憲 人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 奥村良夫 同部次長兼総務防災課長 杉本正彦
同部参事兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦
総務防災課参事 小原幹雄 法制文書課長 奥 幸市 情報政策課長 東角泰典
市民税課参事 柳瀬順一 固定資産税課長 入倉修二 同課参事 中西利之
納税課長 布川 博 同課参事 高元讓二 工事検査室長 角田猛志
会計管理者 小寺芳政 会計室長 阿久根俊二 同室長代理 寺西義隆
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹
同局次長 川上孝也 同局参事 豊田拓夫
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 同課参事 明原 修 予防課長 水田謙二
警備第1課長 北居 一 同課参事 池澤弘員 警備第2課長 本山 勝
同課参事 樋上繁昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成18年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑はございませんか。

野口委員。

○野口委員 おはようございます。

平成18年度は森山市政になりました、本格予算2期目の年度でありました。市制施行の40周年を迎える年でもある中で、さまざまな特徴もありました。行政側としては、子どもの安全・安心都市宣言をはじめとした3つの条例の制定だとか、地域と女性をテーマにして取り組んだ年度であったと。

もう一つは、11月の市制施行が40周年を迎えたという中で、3月に新しい行革の方針である新アクションプランを策定し、次の歳出増の問題なども懸案事項として想定しながら、新しい行革が始まった年度でありました。

そんな中で、財政状況についても、この間論議されていますように、いわゆる民間企業で言う倒産という危機は免れたと。しかし一方では、後から数字は申し上げますけれども、大変な借金財政は変わらないという中で、改めて財政のあり方が問われた年度だと思っています。

市民的には、年度当初予算のときでも論議しましたがけれども、過去最大で公共料金値上げによって4億6,000万円の市民負担が押しつけられました。そういう年でありましたので、決算であります、幾つかの問題について、きょうご質問をさせていただきます。

最初に、平成18年度の今、申し上げ

た市政のテーマでありました女性と地域の問題であります。

森山市政は、各年度ごとにテーマを設けて、予算編成、行政執行を行っておりますが、まず女性を位置づけたという問題に関連してお尋ねしたいと思うんです。女性政策課の問題は、事務報告書の35ページ以降に掲載されておりますけれども、女性を位置づけた年度でありましたけれども、どういうものを取り組んできたのかと。その結果、今の女性から見て、また行政側の女性政策という観点からして、到達取り組み状況についてどう評価されているのかということでもあります。健康面やさまざまな取り組みも少し行われておりますけれども、全体的評価も含めて一つお願いしたい。

もう一つは、女性プランが新しく第2期ということで改定をされた年度でありました。これまで、さまざまな取り組みが行われてまいりまして、男女共同参画という立場で年度年度関係者にご協力いただきながら進められてきました。今回、条例制定に至ってはいませんが、第2期の女性プランが改定されました。

その中で、まず1回目ご答弁いただきたいのは6つの基本方向などがまとめられておりますけれども、今回の第2期の女性プランでの重点は何なのかという問題であります。

あわせてこの間、いろいろ論議してきておりますが、審議会の参加率だとかいろんな指標、これも1回目、ご答弁としてお願いできればと思っています。

地域の位置づけの問題であります、幾つか市政方針だとか、予算編成のときにいただいた資料で書かれてはおりますけれども、大まかにどういうものを取り組まれたのかについて紹介をしていただきたいと思います。

2つ目は市税問題です。先日も論議をされました。私は、3点質問申し上げます。

1つは、個人市民税の問題であります。平成18年度、19年度を含めて市民的、国民的にはさまざまな税制が改正されて、負担がふえた年でありました。そういうことも想定して、先日もご答弁あったように、当初予算組みは前年度対比で約2億5,000万円の税制改悪によってふえるということを想定し、予算を組まれたわけでありまして、その年度当初に比べて1億2,000万円ほどふえました。

事務報告書の68ページに市税納税義務者数などが紹介もされておるんですけども、この辺のふえた理由について、その税制改悪との関係で、前年の数と比べますと納税義務者数がふえているわけですね。当然、老年者控除の廃止だとか、年金控除の縮小だとか、65歳以上の市民税非課税措置の段階的廃止だとか、それで半減、ことし全廃になった定率減税の影響だとか、いろんなことによって非課税から課税になったという方もたくさんいらっしゃるんですけども、その辺関連づけて、個人市民税がふえた分についてご答弁いただければと思います。

法人市民税では、当初に比べて3億2,000万円弱ふえております。事務報告書の68ページに企業の各ランクごとに資料がつけられておりますけども、毎年、法人市民税を計上するときに、1号法人、2号法人などの状況を当然、大きく参考にして予算組みされてきておりますけども、この間、貧困と格差の問題で大企業はどんどん経常利益がふえる一方で、サラリーマンの方々は給料がどんどん減ってきているということで、この格差、貧困の問題からそういうところも焦点が当

てられておりますけども、摂津市における大企業と規定した場合、どのぐらいの企業があるのかということについて、ちょっと見解を求めたいと思うんです。

いただいた資料では、この大企業の規定については、例えば製造業だとか、建設業、運輸業などでは、基本金、出資金などが3億円で300人以上ということを含めて、業種によって4種類それぞれ規定がありますけども、1号から9号法人の規定の仕方と、こういう中小企業基本法で言う大企業の規定が、ちょっと関連がなかなかつかみにくい点もありますけども、一度そういう切り口から見解をお願いしたいのと、1号法人、2号法人の平成18年度の特徴といたしますか、2つ、法人市民税では、ご答弁お願いしたいと。

市たばこ税であります。当初予算で条例が提案されて、論議をいたしました。私どもも今の財政状況の中で、その財政を再建するために有効な手段であるということと、市民の暮らしを守るという立場で賛成をいたしました。

その結果、1年過ぎました。数字を言いますと、当初、12億7,000万円ほどだと思っておりますけども、これから3億円奨励金をお支払いして、約9億7,000万円が摂津市に入るということで、当初予算が組まれました。結果、若干ふえておりますけども、JTRが市役所に自動販売機を設けたと、営業所としてそこが確定されて、そこを中心に売上げがこれだけあって、こういう計算で12億7,000万円が摂津市に市たばこ税で入るということで出発をいたしましたけども、決算としてどういう結果で終わったのか、一度わかりやすくご説明いただきたいと。

3つ目は、先日も論議された、ホスト

コンピュータからオープンシステムへの移行の問題であります。

平成18年度は9月に第3回定例会だと思っておりますが、平成20年度から25年度6年間分として5億円を超える債務負担行為が組まれて正式に移行作業が始まった年度でありました。

先日も若干論議をされましたけども、いろいろ当初、説明もいただきましたけども、まずオープンシステムに移行した場合のメリットと申しますか、これがどういう内容なのか。またデメリットについてもわかる範囲でお答えをいただきたい。

いろいろ経費削減だとか、全体的な行革の中で、このオープンシステムの移行も始まっていくだろうと思っておりますけども、市民サービスを向上させるという立場で、ということが予定されているのか。そして、その実行年度、今後の予定についてもあわせてお答えをいただきたいと思っております。

4つ目は、小規模工事登録制度の問題です。平成18年度、この制度について池田市だとか、いろんな行政側として本市として、検討作業を行って平成19年1月から登録が行われて、今年度この制度が出発をした関係になります。

一般に言う指名入札に参加できない零細業者がその請負額、金額が30万円未満について登録すれば仕事が受注できるというシステムがこの制度であります。

実際に登録されて始まったのが今年度でありますけども、この取り組み状況、それと今後の課題について少し教えていただきたいと思っております。

5点目は、地域防災、災害対策の問題であります。事務報告書では、48ページなどにいろいろ1年間の取り組み状況が紹介をされております。地震の有数国

である日本にとって、この課題は最優先課題の一つでもあります。この間、本市なり大阪府関係を含めて、さまざまな防災対策を支援する、いろんな法律だとか条例もできたりして、市としても平成17年度のハザードマップの作成だとか、防災推進計画の策定だとか、平成18年度は地域防災計画の見直しに始まり、災害対策推進条例も市独自の条例を制定するというところで取り組みを進めてきました。

国においては、実行年度にまだなっていませんけども、昭和56年、1981年5月31日以前の建物について改修をした場合、所得税から控除するとか、固定資産税を半減するとか、地震保険に加入したらその保険料を所得税から控除をすると、制限含めて控除をする金額を定めるとか、そういう格好で国も含めて、各地方自治体、本市も含めていろんな促進の取り組みが行われてきました。

そんな中で、ご承知のとおり、11月2日、新聞報道を見ますと、国の中央防災会議の専門調査会が近畿などの内陸直下型地震の被害想定を発表しました。ことしの3月に大阪府としては、地域防災計画見直しをいたしましたけども、この3倍の数字が国の調査では示された中で、改めて府下各市としてもこの取り組みがどういうふうに見直しも含めて進めていくのかととらえていると思っております。

そんな中で、まずこの問題では、この間、官民一体でいろいろ取り組みがされてきました。そういうことを含めて、今日時点の到達に対する評価と今後の課題についてお知らせをいただきたいと思っております。

6点目は、いろいろ行政側のそれぞれの分野での仕事が当然住民の方とか、市内企業の方とか協力いただいて、官民一

体で推進をしていくということが常であります。そんな中で、政治をめぐっては政治と金の問題とかいろいろな不正、腐敗という問題から、大きいところから小さいところまで、いろいろなことが問題化されて見直しも行われてきています。改めて税金の使い方とか、官民の関係でこの時点で是正をすべきだという点で、きょうは防火安全協会に関する問題と、あわせてその問題と性格は別ですけれども、救急救命士の救急車での対応のあり方についてお尋ねしたいと思うんです。

数年前から摂津市の方針として、いろいろな事業についても市の仕事の一部をやっていただいている民間団体の活動について事務局などを摂津市が持っている問題についても、きちんと整理をしていこうという取り組みがなされてきました。

高槻市の防火安全協会、資料を見ますと、数年前に市民の方から、このあり方について疑問が提示されて、協会の事務局は消防本部内に置きますけれども、事務局の体制については消防職員の行っていた内容を協会独自で事務局を雇って、きちんと行うというふうに変えたと聞いています。

摂津市が今、多分、市の職員さんとか、アルバイトを雇って、この事務局をやっていると思いますけれども、当然、防火安全だとか、危険物のいろいろな絡みの問題について大きな役割を果たしていただいています。それはいろいろ評価もさせていただいているわけですが、そういう現状、いろいろな求められている体制からすれば、見直しが必要ではないかということでご質問申し上げるわけがありますけれども、本市の状況はどうなっているのかということをお尋ねしておきます。

そして、決算概要の119ページに、

予防課の予防活動推進事業の中の消耗品費について、当初25万円で予算計上されて決算が22万5,921円になっていきますけれども、この中身について2点目としてお尋ねをしておきます。

防火安全協会、この前、総会資料をいただきましたが、多くの方々に加盟していただいて、防火安全の取り組みをさらに拡大推進していくということでは、より多くの企業なり、関係団体の加盟が望まれていると思っています。現状では、いただいた資料を見ますと、約1割に満たないと。市内の事業所数から見ますと、1割に満たないということでもありますので、その加盟される努力、ふやす努力、これがどうなっているのかということを含めてお願いします。

救急救命士のあり方については、いろいろな市民の方からちょこちょこご意見もいただくんですが、事務報告書の397ページに救急搬送件数の紹介されています。その内容は何かと聞いてみると、事前にお話をしておりますけれども、救急救命、救急車が3名体制で稼働します。運転手の方、隊員の方、そのこの責任者おられますけれども、救急救命士の免許を持っている方が、基本的にはマニュアルとしては当然、搬送する車の中では、患者さん、搬送する方のそばにいて、きちっと状態が急変したとしてもすぐ対応できる状態で備えるというのが普通だと思えますけれども、いろいろなケース・バイ・ケースで救命士の方が助手席に座っておられて、運行を管理するということがあったりして、いろいろなケース・バイ・ケースでの対応があると聞いております。本来、救急救命士のあり方についてどうなのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

7点目であります。冒頭お話しした摂

津の新しい行革の方針である、新アクションプランが3月に策定をされました。そして、次の退職者増に伴う財政指数を備えていくということも中心課題の一つとして、この間取り組んでこられています。きょうは、いろんな項目があるんですけども、幾つか絞って市民生活との関係で、このアクションプランで計画をされている項目について、どういうふうになっているのかということが一つ確認をしておきたいと。

その関係で、敬老祝金の廃止の問題です。平成18年度に検討し、平成19年度に廃止をしていくと。特定疾患福祉給付金事業の廃止についても同じであります。選挙投票所の統合再編、平成19年度方針検討と。別府保育所のあり方の検討、消防署出張所のあり方の検討、市民サービスのあり方の検討、これは方針としては平成20年に決定したいというふうに記述をされております。

あわせて施設管理の問題で、平成18年度は指定管理者制度が導入された年度でもありました。この間、いろんな偽装事件だとか、いろんな行政側がさまざま仕事を委託したその先がきちっとサービスが提供されていない問題などが、各分野でニュースでも報道されておりますけども、そういうことにならないのが一番いいわけでありまして、僕らとして委託されているところが、経営状態だとか、サービスがきちっとされているのかとか、いろいろ疑問に思うところ、確認したいと思った場合、確認できるものがあるのかどうか。改めてその辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、18年度決算を受けての平成25年度までの財政見通しが示されました。この問題に関連してであります、一つは今後、どういうふうに見通しされ

たものが動いていくのかということになりますけども、平成18年度の財政状況の中で、一つは国の動きであります。三位一体改革における市の影響もたくさん出て、いわゆる臨時財政対策債なるもので、地方交付税として交付できないから借金だけ認めて額は国が指定しますよということで、借金をふやす形で財源措置を行うとか、この間の三位一体改革の中での地方との財源の絡みの中で、税源移譲も行って、特に摂津市の場合は今年度からフラット化によって、住民税でたくさんふえるということもありました。

そんな中で、国の地方財政上の大きな問題として、健全化法がこの6月に成立をし、ご承知のとおり自治体の健全化の判断比率として幾つかの指標を加えました。平成17年度から本市も特別会計を入れた実質公債費比率なるものが新しく指標できて、新たな市民的な関心を引き起こしておりますけれども、そういう健全化法の制定だとか、これに加えて政局は激動して、当初つくった骨太方針2007がどうなっていくかわかりませんが、そういう国の財政諮問会議での大きな方針もありますけども、国の地財計画の中で、当面わかっただけで結構ですから地方自治体としてどういう絡みが出てくるのかということについて、総務部長の方からお答えいただければと。

具体的な問題では、財政見通しの中に幾つかの前提条件も含めて示されております。そこでお尋ねしたいのは、歳入の面で建設事業債として南千里丘開発の分と、市営住宅建て替え分が含まれております。この額はどのぐらい見ているのかということが一つ。歳出で、同じく2つの項目の歳出で何ぼ見ているのかということです。

それと以前、平成15年度に示された

第3次行革実施計画の第1期プラン期間中検討事業計画の関係で、いわゆる100億円規模の18事業が示された資料があります。この辺が、平成25年までの財政見通しの期間の中でどういうふうに絡んでくるのかと。今回、書いていますように、南千里丘開発の分と市営住宅建て替え分を入れて計算をしているということがありますが、その当時の計画とすればたくさんのこういう事業が絡まってくるだろうと思いますけれども、その辺のスタンス、関係はどうなのかということについて。

もう一点は、先ほどアクションプランで忘れましたが、アクションプランの一つの大きな目玉のもう一つの目玉である職員数を700名にしていくと。平成21年の3月末までに700名にしていくということではありますけれども、このアクションプランの9ページで平成21年度までの取り組み目標が示されていて、22年4月1日で686名、21年4月1日で710名という数字が示されています。この職員数の今後の推測人数でありますけれども、平成25年までどういうふうに考えているのか。この資料説明では、人件費は退職者6割補充を前提としたと書いてありますけれども、その職員数の推移についてお尋ねをしたいと思います。

以上、1回目です。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に係ります3点のご質問についてご答弁を申し上げます。

まず、個人市民税の部分でございます。個人市民税がふえた分と納税義務者がふえた分についてどうかというご質問でございます。先般の三好委員のご質問のときのご説明と若干重複する部分もあろう

かと思いますが、ご答弁申し上げます。

個人市民税につきましては、定率減税2分の1の縮減や老年者控除の廃止など、税制改正の影響額としまして、2億5,176万円を見込んで、当初予算額3億3,400万円を計上させていただきました。その後、分離課税となっております退職金に係る税額と土地建物及び株式譲渡に係ります税額などの増収がありまして、約1億2,000万円の増額補正をさせていただきました。

結果、決算収入額は当初予算額と比べまして、1億2,172万3,617円の増収となりました。17年度と比べますと、約3億1,000万円の増収、率にしますと8.98%の増となっております。

個人市民税の納税義務者につきましては、17年度は3万8,446人で、18年度は4万223人となっております。1,777人ほどふえまして、率にしますと4.6%ふえたことにはなりますが、このふえた要因につきましては、税制改革に伴います老年者控除の廃止や公的年金控除額の見直し、また65歳以上の者に係る非課税措置の廃止などによるものと考えております。

2点目でございます。法人に係りますご質問でございますけれども、法人市民税につきましては、当初予算と比べまして約3億2,000万円ほどの増ということで、好決算を見たわけではございますけれども、その後ふえた中で大企業の定義はというご質問だったと思いますけれども、その数はどのくらいあるかということでございます。

大企業という定義でございますけれども、中小企業基本法第2条の中小企業の定義からしますと、業種ごとに4つに区分されております。1つは製造業、建設業、

運輸業など、2つ目は卸売業、3つ目はサービス業、4つ目は小売業とそれぞれに属する事業を営む者の資本金等の額と常時使用する従業員の数により区分されております。

例えば、製造業、建設業などで資本金等の額が3億円以上の会社で、常時使用する従業員の数が300人以上の会社及び個人と定義されております。

法人市民税の均等割の区分につきましては、地方税法に基づきまして、市税条例で規定をしております。これは資本金等の金額と市内の事業所の従業者数の合計数で区分されておりました、規模の大きい1号法人から規模の小さい9号法人まで区分されております。

1号法人の場合は、資本金等の額が50億円を超えるもの、2号法人の場合は、資本金等の額が10億円を超え、50億円以下となっております。市内の事業所等の従業者数は1号法人、2号法人とも50人を超えるものとなっております。

例えば、資本金100億円で、全国における従業員の数が1,000人を有する企業の場合、本市の従業員の数が数人しかなければ、3号法人に該当いたします。このことから法人市民税の均等割の区分で一概に大企業を区分するのはしんどい部分がありますけれども、あえて申しますならば、資本金等の金額や市内の従業者数、また均等割の額などからしますと、1号法人と2号法人が大企業といえるのではないかと考えております。ちなみに18年度の法人市民税の申告対象企業数は、3,170社でございます。

このうち、1号法人が21社、2号法人が10社で、合計31社でございます。割合にしますと全体の約1%となっております。

次に、1号法人、2号法人の特徴はと

いうご質問でございますけれども、18年度法人市民税に係ります企業数は、先ほど申しました3,170社となっております。このうち1号法人、2号法人合わせて31社でございます。法人市民税は、均等割の区分で先ほど申しました1号法人から9号法人に区分されるわけでございますが、この18年度決算におきます1号法人、2号法人の調定額でございますけれども、14億5,000万円でございます。これは決算調定額約28億円の51%と半分以上占めておりました、このことからしますと本市の法人市民税は、規模の大きい1号法人、2号法人の主要企業に依存する割合が非常に高いということが言えると思っております。

それから、3点目の市たばこ税に関するご質問でございます。決算としてどういう結果となったかというご質問でございますけれども、市たばこ税につきましては、製造業者や卸売り業者などから直接、納税申告書が出てまいります。このことから個々の小売業者の税額は把握できておりませんので、おおよその額しかお示しさせていただくことができませんけれども、18年度当初残額では、従来分としまして、6億3,900万円を見積もっておりました。その後、企業誘致に伴います増収分としまして、12億7,000万円を増額補正させていただきまして、現計予算額は19億900万円でございます。決算収入額は20億4,990万7,767円でございます。

たばこの消費本数につきましては、健康志向の高まりや喫煙場所の制約などによりまして、年々減少の傾向にございます。18年度も税率改正によりまして、たばこが値上げされまして、従来分の消費本数の伸びは余りないものと考えております。このことからしますと、従来分

を当初予算額の6億3,900万円の見積もりどおりとしますと、企業誘致相当分の決算収入額としましては、その差14億1,090万7,767円となります。これからしますと、約14億円程度が企業誘致に係る増収分ではないかと考えております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 私の方からは、小規模修繕工事登録制度の現状と今後の課題につきまして、ご答弁申し上げます。

小規模修繕工事登録制度につきましては、委員から幾度かご質問いただいております。平成18年度末の平成19年度、20年度の指名参加登録の時期に合わせまして導入するのが適切であろうということで、その間、先進市の状況や本市に合った制度とはどういうものかということ調査研究し、検討させていただき、今年度より実施させていただいております。

ご質問のとおり、この制度は市内の小規模事業者の受注機会を拡大することを目的といたしまして、建設業の許可を受けていないなどで摂津市に指名参加登録できない方でも、本市が発注いたします、おおむね30万円未満の小規模な修繕工事契約を希望する方を対象といたしております。登録できる方は摂津市内に主たる事業所を有し、指名参加登録していない方が対象でございます。登録の受付は平成19年1月22日から開始いたしまして、以後、随時行っております。

登録の有効期間は、受付日から平成21年3月末日までとなっております。現在の登録業者数は39件でございます。業種につきましては重複登録が可能でございます。登録の多い業種といたしましては、大工工事、建具工事、内装仕上げ工事、タイル工事などとなっております。

す。

130万円以下の修繕工事につきましては、随意契約となり、基本的には原課で契約するということとなりますので、執行状況につきましては、逐次把握することは困難な状況でございますが、一定の時期には、執行状況を集計し、分析したいと考えております。

今後の課題につきましても、その結果を待ちまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 職員数の推移についてでございますが、平成19年4月1日現在におきまして、職員数751名でございます。特別職3名並びに再任用短時間職員11名を除きますと、737名という数字になっております。

今後の退職者数の各年度の見込みでございますが、平成19年度、今年度43名、以後、20年度に36名、21年度51名、22年度53名、23年度22名、24年度に29名、25年度に24名が定年等で退職をされる見込みでございます。

アクションプランに示されている数字でございますが、平成19年4月1日に740名という数字でございます。ここは市長、副市長の2名及び再任用短時間を除いておりますので、先ほど私が申しました現実の4月1日の数字でまいりますと、738名ということになっております。

以後、アクションプランで示されております事務職等につきましては、6割補充、現業職員につきましては、不補充を保持していき、平成22年4月1日に示されている686名という数字を目指してまいりたいというふうに考えております。

す。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 アクションプランの個別項目の進行状況というお問い合わせでございますが、私ども平成19年1月、ことし策定しておりますアクションプランの結果報告でご答弁させていただきます。

敬老祝金の見直しについては、この事業のシフト先を含めて現在検討中でございます。特定疾患の福祉給付金につきましても、シフト事業を含めて現在検討中でございます。選挙管理委員会の投票所の統合については、一応、4投票所の統合ということについて現在検討をしているということでございます。

それから、消防署の出張所のあり方ですが、これはこの策定時と少し様子が変わってまいりまして、広域消防という考え方が出てきています。これらも含めて今後あり方について検討をしていくという予定をしております。

それと、指定管理者ですが、指定管理者について、後の検証、偽装問題があるのでというような話でございましたが、私どもで導入に当たりまして、市としての指針をつくっております。この指針の中に指定管理者のサービス水準の確保と適正な運営の確保ということが重要な事項であるというふうに認識しておりますので、その事業内容の点検は欠くべからざるものだというふうに思っております。

地方自治法上要求されている事業報告書を提出していただくだけではなくて、事業の内容の点検についても決めていく必要があるというふうに認識しております。

出資状況だけではなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくということで、これは私どもでつくりました指針ですので、担当所管においてそれら

の指針に基づいて、作業をされているものと思っております。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 それでは、防火安全協会に係るご質問にご答弁いたします。

摂津市防火安全協会は昭和41年10月、防火思想の普及啓発の推進など、主に地元の事業所、109の事業所により創立されましたところでございます。

以来40年にわたり本市におきましては、消防機関、各種防災機関をはじめ、自主防災組織などと協働し、防災、防火安全のためのさまざまな活動を展開されております。本市からの助成、補助は受けておりません。財政的には年会費により自主運営されている団体でございます。

活動の主なものにつきましては、摂津市の防災講演会、甲種防火管理者資格取得講習会、会員研修、消防訓練大会、また防火フェアなど行事におきまして、主催あるいは消防本部との共催をしております。

また、事務所管につきましては、以前、予防課が所管しておりましたが、規制を行う課が事務局としてお願いをするという形になるため、平成15年度からは関係規制業務を持たない消防本部総務課が事務所管をしており、市民や地域の安心、安全を守るためには、これは必要な業務であると考えております。

また、現在の会員数は市内・市外業者を含めまして350の事業所が加入されております。そして平成5年、440事業所をピークに現在減少の方向にありまして、協会だよりや防火フェア等を通じまして、勧誘を進めております。今後もぜひ、勧誘を進め、各事業所様におきましては、加入いただくよう努力していきたいと考えております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 昨年9月の議会でご承認いただきました債務負担行為の金額5億2,237万1,000円によりまして、HOSTコンピュータからオープンシステムへの移行ということをご承認いただきました。

その中で、移行によってどういうことがメリットとしてもたらされますかということと、それからデメリットがあればどういうことですかということ、それから今後期待される市民サービスはどのようなものが考えられますかというご質問でございますが、先日の決算の委員会で三好委員からもご質問がありましたとおり、まずHOSTコンピュータをオープンシステムに移行するということで、現在のHOSTコンピュータの経費もそれをにらみまして、平成11年度決算額2億7,000万円から平成18年度決算額1億6,000万円、約1億円ほど経費を節約しているところでございます。

オープンシステムに変えますと、最大のメリットは、1つは、10年で現在6億5,000万円の経費が節約できるというふうに計算しております。内容を申し上げますと、HOSTコンピュータのレンタル料は年間1億2,000万円でございます。それは半永久的にずっと払い続けるものでございますが、今回、オープンシステムに変えますと、先ほど申し上げました債務負担行為の5億2,000万円、ざっと年間5年間払いで1億1,000万円でございますが、ずっと永久に1億2,000万円レンタル料を払うことに比べて、5年間1億1,000万円を払うということになりますので、オープンシステムが約10年間システムが稼働できるものと考えられますので、1億2,000万円掛ける5年で6億円及び差額分で5,000万円です。10年でまず

HOSTコンピュータのレンタル料だけで6億5,000万円が浮くことが計算されております。

また、各課のシステムの改造費用が年間1億2,000万円から1億5,000万円かかっておりますが、これにつきましても約1億円ぐらいのシステム利用料というような形に変わりますので、年間2,000万円ほどの経費が浮いてきます。これが10年間続きますと、2億円が浮きますので、合計8億5,000万円の経費が浮く予定でございます。

ただし、10年後までにはもう一度、新システムを検討し直して、再度オープンシステムを入れかえなければなりませんので、その経費は今年度、河内長野市が2億円で入れかえておりますので、2億円はかかるであろうということで、8億5,000万円から2億円の経費を差し引きまして、10年後までには基幹業務については10年で6億5,000万円の経費が節約できるというように考えております。

また、今回、4部9課27システムから、5部14課34システムを導入しております。これは電子自治体をにらんで、もちろん導入しておるところでございますが、主なふえたシステムにつきましては、高齢者障害者福祉課の障害者自立支援システムでありますとか、それから新しくできました後期高齢者医療システム、それから健康推進で今後の成人の疾病予防のための特定健診システム、それから教育委員会の学務課におきましては、小中学校の学齢処理のシステムでありますとか、それから電子自治体に向けまして、市民税課では税の申告支援システム、これは市の確定申告であるとか、市の市申告のシステムで対面処理により、その場で税額が計算できるというシステ

ムでございます。

また、デメリットにつきましては、現在33市中8市がこのオープンシステムに平成20年4月から導入を予定しており、最近にできたという、平成13年から平成18年度末までの平成の大合併によりまして、やむなく市町村大合併でシステムを統合するということが生まれましましたので、そのような、余り歴史がないシステムでございます。ですので、何が起こるかというのは不確定なところがあるかと思えます。

また、ホストコンピュータは20年以上使えるという非常にシステムとしては堅牢なものでございましたが、オープンシステムはそれほど堅牢でないというふうに指摘されておりますので、今回システムそのものをバックアップして二重化しておりまして、もし片方が壊れても、もう一つの片方で稼働するように仕組みをつくっております。

次に、電子自治体の推進で、市民サービスの向上に対してどのようなことが予定されておりますかという質問でございますが、現在、コンビニ収納を、ホストコンピュータで7,000万円ほどかかるところでしたが、軽自動車税だけで7,000万円かかる予定でしたが、それは標準装備していただくということで、今回機能的には搭載しております。

それから、電子申請と税の電子申告も今後考えていかなければならない課題でございますが、まずホストコンピュータでやられている電子申請は、大阪府電子自治体推進協議会で導入経費が1件につき2,000万円、5つのサービスをするのであれば1億円、ランニングコストが年間1,000万円ですので、5つのサービスをするのであれば、年間5,000万円ということがわかっております。

ただ、摂津市では、そのようなやり方をオープン化しておりますので、考えておりません。民間企業とちょっとタイアップしてシステムを新たにつくるというようなことを模索しております。

ちなみに、電子申請は1件当たり他市におきましては、20万円から30万円の経費がかかっており、摂津市ではとても現在できる状態にございません。

次に、コンビニ収納でございますが、コンビニ収納につきましては、現在、北摂7市では、ほとんどの市でコンビニ収納を実際、開始しておりまして、特に早いものとしては、徴収の私人への委託が地方自治法の施行令で改正されておりますので、水道の料金などが早くから取り扱われております。

この二、三年の間には、税のコンビニ収納も各市においては取り扱われておりまして、摂津市のシステムでもコンビニ収納は標準対応という形で使える状態になっております。

ただ、銀行の手数料が1件につき4円、それから郵便局の手数料が1件につき10円、コンビニ収納につきましては、1万円以内が63円、1万円から3万円までが105円、3万円以上の手数料が315円というような形になっておりますので、また1件の帳票当たり30万円を限度額とする、これは社団法人日本フランチャイズチェーン協会の規定でございますが、1件につき30万円を超える帳票は取り扱われないということですので、その点に関しても、システム改造が必要になることから、もうしばらく時間をいただきたいと考えております。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課所管分についてご答弁申し上げます。

先ほど、委員の方からは平成18年度

地域と女性をテーマに取り上げられまして、特に女性という視点で推進された内容、取り組み内容はどうかであったのか、また男女共同参画計画せつつ女性プランの達成状況はどうか。さらには、改定いたしました第2期計画の推進目標をどのように考えるのかと、以上、大きく分けて3点のご質問をいただいたかと思っておりますので、順にご答弁申し上げます。

平成18年度市政運営のテーマに女性を取り上げられましたことから、人材登用や採用の過程におきまして、積極的な格差是正が図られ、結果としまして女性管理職の増加、消防職場での初めての女性職員の採用などが行われました。また、その他重点的な取り組みといたしまして、平成18年度女性プランの推進状況の中でご報告のありました数値を参考までに申し上げますと、生涯を通じた女性の健康支援といたしまして女性特有の病気である乳がん、子宮がんの検診の拡充が図られております。これは大阪府内でも特に受診率が低い乳がん、子宮がん検診について、検診回数をふやすことで受診を促進し、早期発見、早期治療に努めることとしたものですが、子宮がん検診については、平成17年度8回実施のところを平成18年度12回に機会をふやした結果、受診率が3.4%から6.2%に、また乳がん検診では、平成17年度12回実施のところを平成18年度16回に機会をふやしたところ、受診率5.8%から8.1%に増加をしたとの報告をいただいております。

また、男女共同参画センターにおきまして、重点的に取り組みをいたしました事業として一部ご報告をさせていただきますと、事務報告書40ページから41ページに記載がございますが、男女共同参画センターにおいては、男女共同参画

社会を目指す市内で活動する市民グループが企画する事業をセンターが共催または講演を行っております。

平成18年度につきましては、共催事業について7企画8事業、また講演事業について12事業を展開することができました。これにつきましては、ただ市民が学ぶということにとどまらず、今後は力をつけられた市民の皆様がみずからが講師となることも体験ができるよう、内容の充実に努めさせていただいております。

また、女性政策課といたしましては、女性というテーマをいただきまして、平成18年度に目標年次を迎えておりました男女共同参画計画せつつ女性プランの改定作業を通しまして、女性政策推進市民懇話会やパブリックコメントなどにより、市民の方々から幅広いご意見をいただくことができました。この結果、男女共同参画社会を目指す上で、社会制度や慣行を見直し、意識改革に取り組まなければならない諸課題が残っていることから、せつつ女性プランの名称のまま、特に女性に視点を置いた計画の性格を継続させ、新たな5か年の計画を策定できたことは大きな成果であったと考えております。

次に、男女共同参画計画、せつつ女性プランの達成状況でございますが、せつつ女性プランでは、具体的な数値目標といたしまして、基本課題1、あらゆる分野への男女共同参画の促進において、各種審議会等への女性の参加促進を目標値として設定しております。この数値につきましては、前回プランでは30%、新プランでは35%の目標値を設定しております。

この数値について、各年度4月1日現在の数値でございますが、平成17年度

については27.8%、平成18年度は27.1%、また平成19年度につきましても27.1%となっております、過去5か年を見ましても、おおむね27%台で推移しており、目標値には及ばないといった状況でございます。

この要因につきましては、委員の選出方法が選挙によるものや各種団体の長を充てるものが多いため、なかなか女性委員の登用が促進されないといった状況でございます。この点につきましては、摂津市女性政策推進市民懇話会におきましても、選出方法の見直しも含め関係各課や団体に対して強く働きかけを求められておりますので、女性委員の登用の指針等の策定に早期に取り組み、多方面から女性の委員が選出されるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、改定いたしました第2期計画の推進目標でございますが、新プランにつきましては、平成19年度から23年度までの5か年を計画期間とし、計画の進行管理といたしまして、計画の進行状況を点検、評価する仕組みを検討し、中間年で公表するとしております。

現在、各基本課題ごとに最重点の推進項目を定め、それを評価するための指標の設定につきましては、女性政策推進市民懇話会、あるいは女性政策推進本部幹事会等で意見を求めているところでございます。

第2期計画につきましては、男女共同参画社会を目指す上で、まず市がモデル職場となって意識改革に努め、推進するとしておりますので、今後はプランにございます課題の一つ一つについて関係各課にご協力いただきながら取り組みを進めるとともに、男女共同参画社会の必要性について、市民の皆様のご理解を深めていただけるよう啓発に努めてまいりた

いと考えております。

○山本善信委員長 水田課長。

○水田予防課長 予防活動推進事業の消耗品費についてのご質問にお答えします。消耗品では、消防庁舎に掲げております火災予防の啓発用懸垂幕、防火啓発用ポスター、事務執行上必要な書籍、その他ファイル等の事務用品の購入となっております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 災害対策、主に地震についての今日の到達点と今後の課題というようなことでご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

先ほどご指摘ございましたように、先日、国が近畿・中部圏の内陸型地震の被害想定を公表いたしました。大阪府が3月に公表いたしましたものと大きな差がございます、新聞紙上等で論議を呼んでいるところでございます。どちらが正しいというような論議もございますけれども、それはさておきまして、本市としては基本的に大阪府の想定を採用して今回の防災計画等もつくっております。

参考までに、この防災計画での被害想定を、一番最悪の状態ですので、これが本当にといいことではないのですけども、一応載せておりますので、ご紹介させていただきますけれども、大阪府の想定をもとに上町断層北部の方、マグニチュード7.5から7.8程度の地震が発生したときの本市市内において6強から6弱の地震の震度を記録するであろうと。被害想定ですけども、建物の全壊が6,000棟、死者110人、負傷者1,100人という想定をしております。

この地震については、30年間で二、三%の確立で発生するということですが、万が一、発生いたしましたときには、このような本市としては未曾有

の被害をもたらすということは事実でございます。

このようなことを踏まえまして、今回の防災計画では、これ以外にも東南海・南海地震の防災対策でありますとか、地震に対する対策をるる改定をいたしております。こういったものの詳細なところは今、省きますけども、こういったものが今現在、今までの何もなかったものからどんどん精緻な予測を立て、それに対応していこうとしているのが現在の状況でないかなと思っております。

今後の課題でございますけども、ハード面では一番大事なのは災害に強い、耐震性のあるまちづくりということになるのかなと思います。我々の対策の中でも、個別の対策で言いましたら、例えば防災資機材の充実でありますとか、消防力の強化ということになるかと思うんですけども、先日、三好委員や村上委員の質問でも防災資機材というお話が出ておりました。限りある予算でございますから、全部は一遍にできませんけども、近年はどちらかというところAEDの充実に力を入れておまして、防災資機材の方がひと段落しているという状況ではございますけども、今後また、ハザードマップもつくりましたし、浸水対策での防災資機材といったようなことも考えてまいりたいと考えております。

また、こういった資機材、防災力、行政の立場はそうなんですけども、やはり最大は前から申しておりますように、災害に対する危機意識を市民の方に持っていただけるよう、我々が十分働きかけていくと。これが災害時における減災、災害を減らすということにつながる一番大きな要因になるかというふうに加え、それが一番の課題であると我々は考えております。

○山本善信委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 救急救命士の救急車内での対応、またあり方についてということで、救急隊につきましては、原則救急救命士1名を乗車させ、救急業務を行っております。救急救命士が隊長、または隊員であったりする場合があります、搬送前に傷病者の観察、応急処置等を実施した上で、様態が安定していれば、救急救命士が隊長であれば隊員に観察中止させ、走行と全体の安全管理を行いながら病院へ向かうこととなります。仮に傷病者の様態が急変すれば、直ちに隊長と隊員で様態管理を行い、救急搬送を継続いたします。

またあり方につきまして、本市の救急隊は重症、心肺停止等の傷病者の処置内容について、件数の2%ですが、医師による検証会議において高い評価もされ、救急隊員全体のスキルアップに努めておるところですが、さらに救急隊員の応急処置訓練等を通しまして、傷病者の観察に努めるように徹底いたしますとともに、今後も救急救命士の養成を行い、原則であります、救急救命士2名が乗車するように考えております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 先ほど、中期財政見通しの中での建設事業債がどれぐらいの額かということで、ご質問いただいておりますが、ご質問いただいております。

今回の中期財政見通しの中での建設事業費でございますけれども、今回概算であっても、総額及び年次割が予測されているもの、具体的にはコミュニティプラザを除く南千里丘まちづくり事業と市営住宅建て替え事業のみを見込んでおります。

その中でも建設事業債ということでございますけれども、本市の場合、実質公

債費比率が25%を超えておりました、単独事業債の起債制限を受けております。その関係で、南千里丘まちづくり事業については、建設事業債を見込んでおりません。それから、市営住宅建て替え事業につきましては、現在いただいている資料でまいりますと、総事業費が18億円、その中で建設事業債として6億円ほど見込んでおります。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、税財政制度を取り巻く国の動向ということでございますので、私の方から答弁させていただきます。

もちろん行政運営していくためには、その裏づけとなる財源は必要であります。歳入では決算概要の10ページに記載をさせていただいておりますように、平成18年度決算につきまして、歳入決算額ですが、320億5,600万円の歳入がございました。その下の欄に自主財源、それから依存財源という区分をしております。自主財源につきましては、235億2,700万円、依存財源につきましては、85億2,800万円ということになっております。

この自主財源の235億円のうち、大半は市税でございます。81%を占めておりました、189億4,500万円の歳入決算となっております。

この市税収入でございますが、もちろん国の方の税財政制度の中の枠組みの中で動いております。国の方が税財政制度を策定し、それから地方税法に制定されてきて、その枠の中で我々は歳入の確保を努めておるということになります。

毎年この時期になりますと、翌年度の税制改正の議論が新聞紙上をにぎわしております。ことしも来年度税制改正に向けてさまざまな議論がなされております。

我々が入手します情報は確定してからでございますので、今の段階ではマスコミによる途中経過の情報であり、確定したものではありませんが、あらかじめ入手しております新聞報道によりまして、ご説明をさせていただきます。

首相の諮問機関であります政府税制調査会の2008年度税制改正答申の原案が固まって、今週中に起草し、20日には答申作成というような新聞報道がごく数日前にございました。今までの報道をかいつまんで申し上げますと、項目として、地方財政格差是正として、法人2税の見直し、それから国際競争力の強化から産業界から強く要望のありました法人実効税率の引き下げ、所得税の配偶者控除の見直し、金融所得の一体課税導入、給付付き税額控除の検討が記述される見込みと聞いております。

このようなことから、法人2税の見直しの実現性がクローズアップされてきました。地方税収の偏在状況では、人口一人当たりの額で地方税全体では全国平均を100とした場合、最高が東京都でございまして181、最低の沖縄県では57.7となりまして、税収格差は3.1倍、同様に個人住民税では、3.3倍、法人2税に限っては、東京都と長崎県が6.1倍、地方消費税では東京都と沖縄県で1.9倍、固定資産税では東京都と沖縄県2.3倍というふうになっております。

財務省は法人2税の基準変更によりまして、格差是正を主張しております。地方自治体の税収格差を是正するため、5,000億円程度前後の税収を都市部から地方へ移転させる方向で検討されております。

この法人2税とは、都道府県税の法人事業税と法人住民税の都道府県分の一部

というふうにされております。一たん協同税などの形でプールして、人口や面積に応じまして再配分するという方法が今、財務省で検討されています。

ただ、これは2008年度は都道府県の格差是正でございますが、市町村分につきましては、2009年度以降の検討課題にする方針というふうに報じられておりまして、法人市民税のトップクラスであります本市にとりましては、もしそれが実行されますと非常に大きな影響というふうに思っております。

それから、三位一体の改革の中で、財政力の弱い地域を支える地方交付税の削減が5.1兆円なされました。それらにつきまして、それぞれ各地方の公共団体につきましては、非常に被害が大きいというふうに聞いております。

ただ、先ほど言いました法人2税につきましては、1人当たりの税額では確かにそうなのですが、財政調整機能として働いております地方交付税の配分を加えますと一転逆転をしてみります。参考までに数値を言いますと、人口1人当たりの都道府県税と地方交付税、これを足しますと、島根県がトップで約33万円程度でございます。その次に、鳥取県、高知県、福井県と地方が続きます。東京都が大体全国の平均値近くになっておりまして22万円、大阪府では16万円、それから最低は神奈川県が13万円というふうになっております。

いずれにいたしましても、法人2税だけではなしに地方交付税を含めた議論をしていただきたいとは個人的には思っております。

次に、ふるさと納税もことし話題になりました。政府与党が生まれ育った市町村などに個人住民税の一部が納められるように、ふるさと納税制度の導入を決め

られたのはことしの5月でございました。それぞれ納税研究会を立ち上げまして、報告書が既に政府の方に提出されております。その中身を言いますと、通常でいきますと、住民税の現行制度では自治体への給付金は10万円を超える金額について課税対象となる所得から差し引きをする所得控除方式になっております。

これを5,000円を超える寄附金相当額を個人住民税の1割を上限に差し引ける税額控除方式を提言しております。

また、現行の所得税は5,000円を超える自治体の寄附金は所得税からも所得控除されるということですから、これら国税と市町村の分を含めまして、来年度税制改正に検討されるというふうに聞いております。

次に、低所得者に配慮した税制ということで、所得税の減税と給付金の支給を組み合わせた給付付き税額控除の導入検討が政府税制調査会会長の記者会見で報道されておりました。これはどういうことかといいますと、例えば、給付付き税額控除の枠を10万円といたしますと、納税額がゼロの生活者には10万円を給付、それから5万円を納税する人は5万円税額控除して納税額をゼロにして、なおかつ5万円を給付、20万円を納税する人には10万円分の税額を差し引くというそういう仕組みでございます。これは既に、アメリカやイギリスで導入済みということですが、生活保護費制度とか、あるいは児童手当制度の全体の社会保障給付とすり合わせが必要ということで、政府全体の議論が必要となってまいります。

その後の報道もないということから立ち消えになったのか、あるいは先送りになったのかは不明でございます。

それから、消費税の見直しの議論がご

ざいます。いわゆる骨太方針2006年で、2011年度に国・地方合わせました基礎的財政収支、プライマリーバランスを黒字化するということが提示されました。しかしこのときの経済成長率の試算では3%ということをございます。平成19年度の政府の経済成長率は、2.2%ということですので、それら2.2%を一応算入をしたならば、今後6.6兆円の税収不足が見込まれるということをございます。

通常、消費税は1%、2.5兆円をございますので、6.6兆円でしたら、2.5%の消費税の引き上げが必要ということも議論をされております。

ここで、全体として、国・地方の歳入と歳出の関係なんですが、通常わかりやすく数値の経年変化といたしまして、折れ線グラフを使うことがあります。その国・地方の財政状況を例えて言いますと、ワニの口というようなことを言われております。通常、上あごに当たります歳出はどんどん右肩上がりになっている。それを支える歳入はどんどん右へ下がっていくということで、さながら大きくワニが口を開いた状況というふうになっております。

その中で、歳出抑制をしていく。あるいは歳入を確保していく。それで初めて歳入歳出がバランスとれるのではないかと我々も思っています、国の方もそれらにつきまして、今後税改正は大きく転換期を迎えるのではないかというふうに我々は思っております。

以上、新聞報道等の記事を分析をして、報告をさせていただきました。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 少し答弁抜けている部分もありますけども、2回目質問します。

最初に、市税の問題について質問しま

す。税制改悪による個人市民税の増については影響が大だというご答弁でありました。当時、税制改悪によって、改正項目によってどのぐらい影響があるかという資料をいただいたことがあります。できれば、納税義務者数の推移でいけば、平成18年度は前年度対比1,772人ふえたということになりますけども、ただ、税制改正に関係ない方も当然おるわけで、担当として特に高齢者などを中心として、幾つかの税制改正、改悪によって、非課税から課税になったというところの数字が何ぼになりますかという点でちょっとお答えいただきたいと思えます。

全体としては、以前も申し上げましたけども、老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、それと住民税非課税措置の段階的廃止、定率減税の全廃というところから、大変な負担が市民の方々、国民の方々にかぶさってきているわけでありませう。

これは6月に我が議員団で全戸でお配りしましたけども、例えば65歳以上の夫婦、年金年収250万円の場合は、平成17年度、2005年度が所得税、住民税、国民健康保険料、それと介護保険料ですけども、担当から資料もいただいて計算しましたけども、4つの税保険料で総額21万7,000円が、平成18年度は34万8,000円と、平成19年度は36万3,000円と約1.5倍にふえると。サラリーマンの4人世帯のところで、年収500万円の場合、これが平成17年度が61万円から平成19年度が70万1,000円とどんどんふえるわけでありませうけども。そういう点では、ぜひ税制改悪によって摂津の市民がどれだけ影響を受けるのかということには担当としては市民生活を見る上で、きちっとその点も検証課題に入れて、見て

いただきたいなということですが、その数字がわかれば判断も含めて、教えていただけないかと思っております。

法人市民税であります。ちょっと計算しますと、今のサラリーマンの給料と企業の収益との関係で、サラリーマンの方が毎年いろんな国の指標がありますけども、1997年から昨年度までの9年間、毎年給与が下がってきているわけです。その関係で、同じ9年間で大企業はどういう推移を示したのかという、数字を示しながら、いわゆる税制の格差、不公正な税制問題について国会で論議をされているわけでありましてけれども、例えば、大企業の場合は、この9年間で経常利益が15.1兆円から32.8兆円で、2.2倍にふえておりますけども、サラリーマンの場合は、この9年間給料はどんどん減ってきてまして、結果を見ますと、この個人市民税の推移と法人市民税の推移をこの9年間で見ますと、1997年の平成9年度を100としますと、個人市民税が79%、法人市民税が111%でふえておるわけです。

これらは、大企業が2.2倍に9年でふえているという絡みでどう影響があるのかわかりませんが、市民が払う個人市民税と企業の法人市民税の推移がこうなっているというところも、先ほど申し上げた摂津市の企業の実態等、市民の生活実態との中でどう見るかということも担当として数字を当然見ますけども、そういう何が示されているのかというところで、ぜひ検証をお願いしておきたいと思えます。

市たばこ税についても、単純に数字を差し引かれて、14億円ほどの企業誘致によって、税収増になったという説明がありました。

改めてこの機会に強調しておきますけ

ども、後から財政論議にもなりますが、ぜひ市民生活の実態を見ていただいて、地方自治体の仕事は福祉の増進でありますから、その視点をたばこ税の問題についても、ぜひ忘れないでやっていただきたいと。今、府下的にはJTRが情報では泉佐野市に進出をしたいということで、今、物議を醸しているそうでありましてけれども、企業戦略としてはいろいろあるわけで、当然5年間、市としてもたばこ税の増を見込んで考えておりますけれども、いろんな動きがあるかもわかりませんが、決まった5年間の入ってくるお金でありますけども、ぜひ市民生活できちっと活用するという視点は、ぜひいつも置いていただきたいなということ強調しておきます。

2つ目は、女性の問題ですね。課長の方からお話ししているところ以上はないわけでありまして。

なかなか基本的な数字は、例えば女性のいろんな参画率については、30から35%にしていきたいと。現状ずっと27%で推移しているというところがありますけども、それで6つの基本方向についていろいろまとめられております。そういう点では、今おっしゃっている最終どういう目標をすえるのかということが、論議されていると思えますけども、おっしゃっているように意識改革が一番だというふうに個人的にも思っていますし、いつも女性にお世話になっている男性の1人としても、ぜひこの点は今後考えなければならぬと思っておりますけども、この女性プランの中の書いております、女性問題シリーズナンバー19、これに書いておりますように、このことが今後の共通目標になろうと思っておりますけども、男女共同参画の視点に立って、社会制度や慣行の見直し、意識改革に当たる

とともに、それを実行するための環境づくりということをもとめて書かれています。このとおりだと思っております。そういう点では、まず市役所としては今行っておりますけれども、全庁的な取り組みを職員の意識改革を含めて取り組んでいくということは大事だと思ってますし、先日の論議では、女性大学卒業された方の人材活用の問題も出ておりますけれども、ぜひこのプランが実効あるものに発展して、同時にさらに進んでいただいて、ぜひ近いうちに条例制定というところまで取り組みが進められるように願って、要望としておきます。

3つ目のオープンシステムの問題であります。いろいろ数字も含めてご説明がありまして、前回債務負担行為を行うときには、5年で5,000万円、7年で2億円の節約という説明がありまして、本日は新しい10年間の中でのシステム改造なども差し引いて6億5,000万円の節約になるという新しい説明がありました。財政的にもそういうことだと思いますけれども、市民的にはより税金だとか保険料を収納をしやすくしていくというところと、今、全国的な動きである、より便利にというところの電子自治体という問題も想定して、動いておりますけれども、少し市民サービスの問題で、デメリット、メリットの紹介をされましたけれども、コンビニ収納について7市でほとんどやっている、水道料金についても早くからやっている自治体も多いと。二、三年間で大体税金も含めて普及されるという、そういう予測の説明でありましたけれども、摂津市は例えば、上下水道料金だとか、いろんな口座落としもやっておりますけれども、収納する場合に、コンビニで納められる対象項目として、何を考えているのか、ちょっと具体的に

教えていただきたいと思います。

小規模修繕工事登録制度については、一応わかりました。あと、数字だけでも教えていただきたいと思います。実際、39件がこの制度に登録されたということでもありますけれども、実際、平成19年度に仕事がどのくらいされているのかということと、ぜひいろんな公共事業も少ないですけれども、物品販売も含めて30万円未満という限度がありますけれども、より仕事の対象範囲を拡大するための努力をぜひしていただいて、多くの零細業者の皆さんが受注できる機会をふやしていただくということで、努力をお願いしておきたいと思います。

地域防災、災害対策の問題です。大きく次長の方から説明がありました。今後の課題ということで、マクロ的に言えば危機意識ということが言われました。それと、耐震化の取り組みを促進させるということを言われました。私はいろんなこの分野の取り組みについて、この前、広島が、核兵器落ちた場合には云々という、そういう想定の数値も示されていましたが、この年度は国民保護の関係でもいろんな取り組みが行われていましたし、平和の問題もありますけれども、ぜひ市が関係あるいろんな数字について、現状見ていただいて、ぜひ促進をしていただきたいと。

例えば、公共施設の耐震がどういう状況なのかと。1つは小中学校ですけども、平成19年4月1日現在で、64棟に対して16棟ということで、25%の耐震率です。

消防職員の数はご承知のとおり、消防庁の消防力整備指針、これでいきますと167人に対して93人ですから56%。府下平均は74%なんですね。74%で換算しますと、124名になるわけです。

これはいろんな事業組合も入っていますが、近辺では60から70%、50%台もありますけども、こういう点で少なくとも行革の話で本会議で消防長は窮屈なご答弁をされておられましたけども、大手を振って消防職員をふやしていくという立場で、行政全体の問題でもありますけども、計画的に職員をふやしていくというところだとか。

あと、ことしから施行されています木造住宅の耐震設計費用5万円に対して、4万5,000円、9割を補助するということになりました。そういう点で民間の方々の耐震設計、耐震補強というところも大きな課題であります。同時に、災害対策推進条例で、これから各地域ごとにいきますと、校区別の防災組織をつくっておりますけども、校区別の防災計画ということも条例では一つの目標として言われておりますけども、一つ一つの課題を見ますと、きちっと公的な責任を果たしていくと。その中で、市民的にはさらに宣伝をきちっとしていただいて、この木造住宅の耐震設計、耐震補強工事、市全体の住宅の、公共施設も民も含めて、耐震化を拡大していくという取り組みをぜひ進めていただきたいと思っておりますけども、なかなかその辺が財政問題もあって、計画的に云々というお話で終わっておりますけども、今、地震が起きたら到底対応できないと。少なくとも震度6といえますか、対応できる公共施設を100%に近づけていくと。民の住宅も近づけていくという戦略が当然僕は必要だと思いますし、そういう点で、担当課長なり担当部長として、どういうふうにお考えなのかと。

この前の新聞の記事をちょっと見まして、国の専門調査会の座長でもある立命館の土岐教授が、こういうふう

べているんですね。手法が違えば数字が違ってくるのは当然だと。数字が違ってやるべきことは同じだと。大切なのは一刻も早い住宅の耐震化だと改めて新聞の中でも強調しているんですけども、公的な部分の耐震促進等、民の住宅の促進というのが両輪を進めて、そのためには課長おっしゃった危機意識を持っていただくとか、いろんな情報発信をして、そのための促進を進めていただくという取り組みが当然必要になりますし、国も大阪府も摂津市も、この地震大国日本の災害、防災対策についてこういうことを行おうとしていると、この年度にこうなりますよということを周知徹底しながら全体として取り組みを進めていただきたいと思うわけでありまして、ちょっと見解を求めておきます。

次に、消防の関係でご答弁いただきました。なかなか僕も状況が細かいところまでわからない部分も当然ありますけども、冒頭申し上げた、いろんな各所管ごとに事業を展開する中で、民間団体、財団もそうありますけども、一緒に協力いただいて、事業の所期の目的を達成していくということで、官民共同でいろいろな取り組みを行っています。

そういう点で、いろいろご苦勞もいただいているわけでありまして、きのうパソコンで高槻市の火災予防協会、これを見たんです。そうしたら、平成15年だと思ふんですけども、高槻市火災予防協会の会則をちょっと見てみます。本部は消防本部に置くということで、第2条に書かれていますけども、職員については第30条で会長事業所の職員の中から会長がこれを委嘱するということです。だから、職員さんの月給だとか、かかる費用などは協会として先ほどご説明あったように、税金はこの団体には出ていま

せんという説明は、これはわかりました。

しかし、いろいろな日々の仕事については、予防課から総務課に係を移動されておりますけれども、そこではアルバイトを雇って仕事をされているという状態がいかがなものかなという感じがして、ぜひ改善をしていただきたいと。

それと、決算概要の119ページの消耗品について、懸垂幕だとか、ポスターとか、書籍の購入とか、いろいろな説明がありました。これはなぜ聞いたかといいますと、ポスター問題があります。いろいろご意見来ているわけですが、先ほど前提で、いろいろな事業展開は官民共同でご協議いただいて、事業展開をしています。その点での努力は一応認めています。しかし、この協会との絡みでいいますと、今申し上げた事務局について摂津市がアルバイトを雇って、税金で仕事をされていると。そういった事業所が今、数字では平成18年度4,008社あるんですね。その中で、約350ほどが入っているんですけども、1割満たないという点で、そことの関係で事務局を持って、ほかにはOB会だとか、消防協力会だとか、消友会とか、いろいろな団体があるかと思っておりますけれども、少なくとも平等には扱っていくということが大事だと思いますけれども、ポスターについては消耗品費で、いろいろ税金でポスターをつくっていると思うんですけども、先ほどいただきました。市の税金でつくっていて、当然、防火安全協会も一緒にこういう危険物の問題とか、防火安全という面では大変なご苦勞をいただいているという関係はわかっています。わかっているけど申し上げているんですけども、市民の税金でつくっています。消防本部はわかります。消防もわかります。ここに一緒に事業展開でご協力いただい

ておりますけれども、防火安全協会と名前が入っています。これは最低言うならば、許容範囲として最大公約数として、この消友会とか、消防協力会とか、OB会とか、いろいろこういう分野での活動を一緒に進めていく点で見れば、平等に扱おうという点では、こういう名前を全部入れるとか、また入れないでこうするとか、これが配る範囲が350の協会のメンバーと聞いております。少なくとも4,008社あるわけですから、4,000事業所に対して、この防火安全の問題について、啓発、周知徹底を図っていくという点で見ますと、やっぱりその辺の努力がいるのかなという点も含めて、一定仕事のやり方とか、税金の絡みとかも含めて、きちっとこの機会にぜひ改善をしていただきたいという趣旨で今回、質問に上げていますので、もう少し突っ込んだご答弁をいただきたいと思います。

それと救急救命士のあり方についてはわかりました。今後2名の救急救命士の方が乗車したりして取り組んでいきたいということを言われましたので。きょうはこの問題については、そういうご意見が市民から来ておりますので。その現場の状況はわかりません。いろいろな全体を隊長は見なければなりませんから、ケース・バイ・ケースで、その瞬間瞬間でいろんな判断があらうかと思っておりますけれども、搬送されるその方は、軽いと思ったかもわかりませんが、瞬間的に病状が悪くなるおそれのある方もおるわけですから、そういう点を見ますと、瞬時も離れないで、そばにおることが前提であらうかと思っておりますので、ぜひそういう点含んでいただいて、改善をお願いしたいと思います。

○山本善信委員長 野口委員、発言の途中ですが、もっと端的にご質問お願いし

ます。

○野口委員 わかりました。

次に、アクションプランの問題であります。いろいろ各項目について、到達状況について説明をいただきました。この論議はもうしませんけども、特に指定管理者で導入されて、管理委託したところについての対応、お話のありましたように、私ども議員から見られる書類が限度あるかもわかりませんが、そういう全体の状況の可能性がある今、今日ありますので、事務報告書以外にそういう委託した内容が、きちんと履行されているかと。そういうことがきちっと状態を見られるような資料が手に入るようにぜひしていただきたいと。

ちなみに、担当の方ではそういうご答弁でありましたけれども、僕ら議員がその関係で委託先についてどういうふうな手続をすれば、おっしゃっている資料が見られるのかという点だけちょっと。細かくて申しわけありませんけれども、ご答弁いただきたいと思えます。

あとプランについて、平成21年までの5年間の期間でこれが策定をされています。プランの30ページに、平成21年度までの財政見通しということで、財政問題についてちょっと指摘がされています。このプランを確実に実行しなければ準用再建団体の転落が現実のものとなるという、こういう認識がこのプランを進めていく財政に対する認識として述べられているわけです。

平成18年度はご承知のと通りの財政状況で、冒頭申し上げた民間企業という倒産の危機は免れたと。そういう点では、認識の部分と若干借金財政は高いということとは変わりませんが、そういう点では一定認識された部分とプランを進めていく、出発のそういう内容と少しよく

なったという気は個人的には一応しているわけであります。

そういう点から、きょう項目でお尋ねした敬老祝金の廃止からいろいろ項目を上げましたけども、ぜひ市民生活の実態を改めて見ていただいて、今回アクションプランを策定して5年間今進めようとしておりますけども、私的には今の財政状況を含めて、特に今、全体的には格差、貧困問題が強調されていて、例えば年収200万円以下の方が1,000万人超えるとか、いろいろな数字がありますわね。そういう状況に至っておりますので、やっぱり摂津市民がどういう生活実態なのかということをやぜひ科学的、全面的に分析して、本格的な見直しもぜひ図っていただきたいと意見を申し上げて、この問題については質問を終えておきます。

それから、財政問題であります。国のいろんな動きについては新聞報道を中心にして、部長の方からお話がありました。法人2税の問題です。地方交付税の問題とか、消費税の問題はいろいろ部長なりに見解を示されました。何か不透明な部分が結構多いんです。

このほか、地財計画の問題についても見ようと思いましたが、なかなか材料が出てこない。ただ、冒頭申し上げた健全化法が施行されて、健全かどうかの判断基準にこれまでの普通会計ベースでの標準財政規模に対する20%の赤字だけでなく、実質赤字比率だけでなく、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率、こういう3つが加えられて、それを判断として自治体の対応を決めていくということが言われていますけども、この辺の絡みで、25年度までの財政見通しで、どういうふうに関係してくるのか、ちょっとわかりやすくご説明をもしただければと思います。

見通しそのものの問題であります、南千里丘開発の分について、この財政見通しでは建設事業債については、南千里丘の区画整理事業が入っているんですね。いろんな事業区分がされていますけども、全体くくれば、そういうことだと思えます。そういう点も含め、ちょっときちつと数字をいただけないかと思えます。

そして、歳出の分で南千里丘まちづくり部分で、コミュニティプラザを除くと書いていますけども、除いた分で何ぼ見ているのかという数字を欲しいわけです。

くどくど論議しませんが、先ほど1回目で平成15年度に示された、いろんな事業計画について、この平成25年度までの期間の中でどう絡んでくるのかということについて、質問をさせていただきました。

いろんな事業が控えておりますが、その辺の関係をちょっと今回、僕は数字が余りにも大ざっぱ過ぎると。平成25年度には残高も約40億円ありまして、いわゆる普通会計ベースでの黒字は8,700万円だという想定です。その中には、いわゆる南千里丘開発の分だとか、市営住宅建て替えの分だとか、平成21年までの下水道平準化債の64億6,800万円見込んだとか、臨時財政対策債は法定どおり21年度まで発行するとか、いろいろ条件をつけているわけですけども、条件はわかりますけども、歳出が平成15年にたてた事業計画の関係で、どう数字的に絡んでくるのかというところを知りたいわけです。その点、ぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本善信委員長 再開します。

答弁をお願いします。杉本次長。

○杉本総務部次長 耐震の関係でご質問いただいております。いろんなところでもっと必要ではないかというお話かと思えます。

国の基本方針が出まして、今後10年で今現在75%の耐震化率であるものを90%に引き上げようということになっております。また、本市におきましても、大阪府の耐震10か年の戦略プランというのがございまして、公共建築物の耐震化の取り組みが既に取り組みを始めております。

学校ということもございましたので、教育委員会が所管しておりますので、詳しくはということになりますけども、これまでの校舎の耐震化、1棟ごとではなく、学校全体を耐震化しなさい。文科省等のお話もあるようでございます。この中で耐震化につきましては、教育委員会の方でも積極的に取り組みたいというふうに聞いております。

ただ、一方で予算的なもの、それから耐震化と耐用年数の関係を申しますと、耐震化したから耐用年数が延びるということではないようですので、今後の耐用年数と耐震化の時期との絡みというようなこともいろいろと考えていかなければならないと考えております。

また、一方で都市整備部の方が中心になりまして、各公共施設所管課を集めまして、公共物ですけども、住宅建築物の耐震改修促進会議を今年度から始めております。今後、所管各課において、その耐震化についての議論を深めてまいりたいと考えております。

先ほどありましたが、主管は都市整備部でございますけども、耐震診断への補助ということで、最大5,000円の補助で耐震化ということで、ことしの4月以降に行われているようでございます。

防災に関しましても、当然こういったことは各個人の住宅といえども耐震化を進めていただきたいという思いもございます。広報等で引き続き啓発し、またご利用をお願いしたいと思いますが、残念ながらまだ余り利用の方は少ないと聞いております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 市民サービスを図る点でコンビニ収納の対象項目はどのようなものをお考えですかというご質問でございますが、確かに豊中市におきましては、平成18年7月に上下水道料金のコンビニ収納をやっております。それからその他のところでは、税をやっていなくてもあるところもあれば、税をやっていないところもございます。現状、市民サービスの利便性の向上、あるいは収納率の向上を図る意味からも、コンビニ収納を実施していくということは、必要であるということとは十分認識いたしております。

摂津市でどのような対象項目があるかということでございますが、現状のお話をさせていただきますと、上下水道料金につきましては、平成5年の4月から水道部の単独システムが稼働してございまして、そちらの方でコンビニ収納ということになりますので、現状どれぐらいの設備投資が必要かというようなことがちょっとはかりかねる状況でございます。

また、税のコンビニ収納でございますが、システム的には標準装備でフォローできるようにしてございまして、何分20年の4月からオープンシステムの稼働を14課で一斉に始めますもので、まずは納付書、あるいは決定通知書などでミスを起こすこともなく、きちりと安定して運用してまいりたいと考えておるところでございます。

どういう対象項目をどのような形でと

いうお話でございますが、現在、税3課でコンビニ収納については検討を進めておる状況でございますが、税の種別でありますとか、どのような形でやるというようなことを現在検討しておるところでございますが、それが一定方向が決まりましたら、20年度中は何分難しい状況でございますが、ある程度21年度以降で、そのようなめどができましたら、情報政策課としてシステムを支援してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 中期財政見通しの中で、事業費がどうなっているのかというお問い合わせであったかと思いますが、その前に地方公共団体、財政健全化法のお話がございますけれども、これは北海道夕張市のように、財政が破綻いたします前に、できるだけ早期に財政悪化を把握して改善に着手してもらおうという仕組みということで、ことし6月に成立しております。

この中で、委員のご質問の中にありましたように、その指標といたしまして、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これを早期健全化基準と申しまして、いわゆるイエローカードといいますが、早期に健全化を図ると。それから従来の赤字再建団体の基準となります再生基準については、いわゆるレッドカードという形で出ております。

それで、きょうの新聞でございますけれども、実質赤字比率については、従来の赤字再建団体に陥るという基準が、従来どおりの20%以上のときに赤字財政再生団体になる。それから、実質公債費比率につきましては、早期再生基準が25%以上の場合には、早期健全化を図る。それから、35%を超えた場合には、再

生団体に陥るといふようなことで、本日の新聞に出ております。

あと残りの連結赤字比率、それから将来負担比率につきましては、おいおい年末にかけて出てくるものと考えております。

そこで、中期財政見通しでございますけれども、これは決算後の中期財政見通しにつきましては、決算分析と合わせて数値を最新データに修正しながら、毎年公表させていただいております。

公表する中で、今回の資料では、18年度決算をベースに、19年度から25年度までの財政見通しを公表させていただいております。

それで、この中期財政見通しをつくる場合には、最新データとそれから今、将来の数値につきましては、今確実に見込めるという数値に基づいて、現行法制を勘案しながら策定いたしております。

その中で、先ほど申し上げましたように、事業費につきましては、コミュニティプラザを除く南千里丘まちづくり事業、それから市営住宅建て替え事業、この2つのみを見込んでおります。

先ほどご質問がございました、優先実施すべき事業ということで、18件ほどございますが、この中で財政状況を勘案しながら、事業年度に合わせて実施いたしております。既に終わった事業もあれば、現在進行中の事業もございます。その中で、今現在やっておらない事業については、南千里丘まちづくり事業と市営住宅建て替え事業を見込んだということでございます。

この中期財政見通しにおきまして、18年度決算では、基金残高が45億1,900万円となっておりますが、今後、こういった事業がたくさんございますけれども、事業をすればそれだけ費用がか

かるということで、ここからの見通しからの引き算ということになりますので、当然、たくさん事業をすればそれだけ財政状況は悪くなるということになるかと思っております。

それから、再生法の関係で、実質公債費比率の見込みでございますけれども、先ほど申しましたように、イエローカードが25%ということでございますけれども、本市の平成18年度の実質公債費比率は25.7%ということでございます。今の段階ではイエローカードという段階にあらうかと思っております。

それで、これは9日の委員会でもご説明いたしておりますけれども、17年度に非常に大きな公債費がございましたので、17年度単年度で30%を超える率であったということで、この実質公債費比率3年平均ということで、20年度決算になるまでは20%以上の数値になるということでございますけれども、20年度以降につきましては、許可基準でございます18%を切れる可能性、あるいは切ることを目標に財政運営をしてみたいと考えております。

21年度以降につきましても、数値でございますので、上がったたり下がったりはありますけれども、今後、漸次、数字としては下がってくるものと考えております。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に係ります2回目のご質問についてご答弁を申し上げます。

まず、個人市民税でございますが、税制改正の影響により、非課税から課税になった人はどれぐらいかということでございますが、個人市民税の課税客体につきましては、1月1日現在居住する市民でございます。転出者もあれば、転入者

もでございます。常に同じ納税者であるとは限りませんので、17年度の課税者が18年度の課税者とは限りません。厳密には把握は難しいところがございます。おおよその数字になりますが、17年度決算によります普通徴収の納税義務者は1万6,029人、18年度決算におきます納税義務者は1万7,755人、その差は1,726人となっております。

税制改正によりまして、18年度から実施されました老年者控除の廃止、また合計所得125万円以下、非課税の廃止、また公的年金控除の見直し等が18年度の納税義務者の増をもたらした要因であったと考えております。

このことからしますと、17年度非課税で18年度課税となった納税義務者につきましては、おおよそ1,700人ではないかと考えております。

次に、法人市民税に関するご質問でございます。摂津市の企業について、担当としてどう見ているのかということについてでございますが、法人市民税につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、均等割の区分で規模の大きい1号法人から規模の小さい9号法人に区分されますが、この区分ごとの14年度と18年度の件数の比較でございます。14年度の1号法人は21件、2号法人は11件、合わせまして32件でございます。18年度は1号法人21件、2号法人10件、合わせまして31件で、この1号、2号法人の部分では、14年度と18年度を比較しますと1件減っておりますが、大きな増減はございません。

また、3号法人以下の法人について見ますと、4号法人と6号法人で若干の減少は見られますものの、特に大きな減少はございません。

ただ、7号法人、これは資本金1,0

00万円を超え、1億円以下、市内従業者数50人以下の企業でございます。これにつきましては、14年度は658件ございましたが、18年度は607件で、51件減っております。このことは企業の海外進出に伴いまして、その企業に依存していた地方都市の国内関連工場の縮小などが影響しているのではないかと。中小企業の一部で景気回復の影響が浸透していないのかなと考えているところでございます。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは、指定管理者制度ですが、地方自治法の改正が平成15年9月に行われました。受託の主体が公共的団体や地方公共団体の出資する法人に限定されていた従来の管理委託制度にかえて、出資法人以外の民間事業者まで範囲が広がられたところでございます。

このことによりまして、条例に指定をし、手続や管理の基準、業務の範囲を定めることとなっております。市民の皆様や市議会議員の皆様に内容がわかるものとなっております。今の事業報告などの状況についてなのですが、同じくこの定めをしております地方自治法の244条2で、地方公共団体の長、または委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理に対し、当該管理の業務または経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるとなっております。行政の方側からの調査を実施することは可能でございますが、議会、あるいは議員さんという立場でのこのところに入ることは、地方自治法上難しいのではないかとこのように思います。

それから、これら民間の事業者も含まれます内容について、本市の情報公開条例

に規定しております行政文書ではなく、また実施機関として我々行政の側が規定されております文書にも当たりませんので、これらのことについてすべて公開をするということは、法律上難しいというふうに考えております。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 官民のかかわりにつきまして、防火安全協会との関係についてのご質問を2点いただいておりますので、答弁させていただきます。

まず、ポスターの配布でございますが、ポスターの配布につきましては、防火・防災の啓発ポスター、これは公費で購入するもの、春の火災予防運動の啓発ポスターでございます。無償提供され、配布する分につきましては、大阪府の消防協会、あるいは日本防火研究普及協会、大阪府下消防長会からいただいております。

そして、防火安全協会の方が購入しているものにつきましては、秋の火災予防運動のポスター500枚、1,000枚を購入していただいております。そして、このポスターは春、秋なんでございますけれども、防火安全協会の方が購入、あるいは防火についての啓発についてご協力いただいているということで、連名で共催という形でお名前を入れさせていただいております。

残りにつきましては、例えば防火安全協会等のポスター、そして公費で買ったポスターでございますけれども、特に防火安全協会が買いましたポスターの残りにつきましては、一般の方、あるいは公共の庁舎、掲示板等に掲示しておりますし、一般の方、また来署されました自治会の方々にも配布しております。

今回問題になっておりますポスターでございますけれども、春の火災予防運動のポスターにつきまして、公費分でござ

いますが、今後は幅広く市民、皆さんに啓発できますよう方法を検討してまいります。

そして、アルバイトにつきましてでございますが、アルバイトにつきましては、総務課につきましては、団体が6つほどありまして、消防団、消防協力会、防火安全協会等の団体、数々主管しております。また、総務全体の業務として、アルバイトには分担させておりまして、防火安全協会のみの方担ではございません。ということで、よろしくお願ひいたします。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 先ほど公共施設の耐震化について、ご指名がありましたので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

まず、公共施設の耐震化の必要性、重々承知をしております。いざというときに、あるいは大災害が起きましたら、行政が対応できる能力には限界が当然ございます。阪神淡路大震災では6千数百名の方が命を奪われました。その8割以上が建物崩壊による圧死ということでございます。そういう意味からも耐震化は必要ということは十分わかっておるんですが、ただし6,400名の方を一時に救出するとか、あるいは資材を準備するとかということになりましたら、天文学的な数字になってとても財政では対応できないというふうには思っております。

しかしながら、そういう状況にありましても、やはり耐震化について、あるいは災害防止のための危機管理として取り組みをしなければならないというのは当然でございます。

平成20年度の予算要求が12日で一応締め切りになりました。ただ、まだ集計はされておりませんが、例年でしたら

大体30億円ないし40億円の財源不足として予算要求書が上がってまいります。予算要求書を受けまして、総務部長査定、あるいは市長査定、副市長査定ということで、一応集約していくわけなんですけれども、その予算の内容を見ますと、いずれもやはり予算化の必要不可欠な予算要求でございます。そういう状況の中で、30億円ないし40億円をカットしなければならぬという厳しい財政状況にあることも確かでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘の耐震化につきましては、査定を通じまして集約していこうというふうには考えております。

それから補足答弁として説明をさせていただきます。先ほど、市民税課長の方で格差社会のことでご質問について、それぞれ企業別に要は答弁させていただきました。格差社会の分について興味深い文書がありまして、経済白書にこういう記述がございます。「長期にわたって景気回復が継続しているにもかかわらず、正規雇用は減少する一方、非正規雇用が増加する動きが続いている。全雇用者に占める非正規雇用者の比率で見ると、90年から雇用者の2割程度で推移していた後、90年代後半から上昇し続けて2005年には雇用者数の約3人に1人が非正規雇用者となっている。その賃金格差では、50歳代まで年齢が上昇するにつれて格差が拡大する形となっており、特に若年層における所得格差の拡大や労働所得での格差拡大への対応について、多様な視点からの検討が必要である。」というふうに経済白書では記述されています。

このようなことから、当然国の雇用政策の必要性、これが非常に求められているのではないかとこのように思っております。

ます。

それから、中期財政見通しでございますが、先ほど財政課長の方から答弁いたしましたように、事業費についてはごく限られた確実視されている事業のみ上げております。当然、今後いろんな施策を展開するときには、その裏づけとなる財源は当然必要になってきます。

財源がなければ施策ができないというのもしかりなんです、我々といたしましては、健全財政を維持しながらやはり市民サービスをどういうふうに展開していくかというような視点も当然、非常に大事になってまいります。そういう意味からも、中期財政見通しは今現在置かれている市の財政状況、ごく限られた事業をしたならば、こういうふうに移すというふうにお示しさせていただいております。

先ほど財政課長が言いましたように、これに新たな事業がふえてくれば、基金の減少は伴ってきますということで、政策判断等につきまして、財政状況、懐ぐあいを見まして、判断をしていただきたいという形で我々は提供をさせていただいております。

いずれにいたしましても、毎年中期財政見通しは提供し続けていきたいと思っておりますので、それらの数字の推移につきましては、興味深く見守っていただきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 そしたら一応最後にしますが、最初に市税の関連の問題については、いろいろ税制改正、改悪によって出てきた影響といいますか、個人市民税から見る市民生活の、そういう状況だとか、法人市民税の関係では全体的には、これは格差は当然ありますけれども、特に大企業では利益が上がっているという中での撰

津市的な見方もある程度披瀝されましたので、要は先ほど申し上げた、こういう法人市民税だとか、個人市民税が出てくる摂津の景気の動向だとか、市民生活の実態とか、ぜひ見ていただいて、それを庁内全体の次の政策展開にその材料を生かしていただきたいということでお願いをしておきます。

オープンシステムの移行の問題については、いろいろ平成20年度に当初出発をしていくということでもありますから、お話があったように、納付書だとか決定通知書等々、初めての作業の中で出発をするということ平成20年度にいろいろな収納問題については出発できないということだと思えますけれども、ぜひ早期にコンビニ収納ができるように検討いただいて、できれば20年度の出発時点で悪くても平成21年度に出発できるように、ぜひ作業、検討を進めていただきたいと思えます。

地域防災、災害問題については、いろいろ担当参事や担当部長の方からご答弁がありましたので、そういう認識はお互いに一致しておりますので、要は現状のここをこういう目標でこうしていくんだということをお互いにわかっているわけですから、財政的な問題も当然ありますけれども、先ほど申し上げたように、公が果たすべき災害、防災対策の基本の問題です。私的な民間が果たすべき問題、いろいろありますので、公としてそういう両面を促進できるように財政措置も含めて、ぜひ進めていただきたいと思えます。

指定管理者の問題についてはわかりました。あとは法的ないろいろな制限もありますけれども、所管との関係で1点整理をするように動いていきたいなと思っております。

消防関係ですけれども、いろいろこういう場では難しい内容も含んでいるかもわかりませんが、いろんなご意見もいただいておりますので、やっぱりすぐにできなくても、改善していくという範疇の問題の一つだと認識しておりますので、ぜひ改善できるように努力をしていただきたいということを申し上げておきます。

中期財政見通しについてですけれども、要は平成18年度の決算を受けて、最初に申し上げたように、準用再建団体の危機は免れたと。しかし、数字はお互いにつかんでおりますので、借金財政だという状況であります。

経常収支比率が95.2%になりましたけれども、これは府下的には100%以上が8市2町1村、11自治体がある中で摂津市は約15%低くなりまして、100%を下ったと。しかし市債残高を見ますと、平成17年度は元利償還金、公債費がピークでありましたけれども、市債残高を見ますと、一般と下水道でそれぞれ40%、60%の割合でありますけれども、1人当たり93万円の借金を抱えております。これに水道を加えますと、1人当たり99万8,600円、約100万円の借金があるわけです。

だから、今後、未曾有に大型開発を含めて財政状況をきちんと見ないで進めたら、これまでの二の舞になりますので、そういう危険も一応はらんでいるということでもあります。

そんな中、これまでもいろいろ市民負担の関係で論議はさせてもらいましたけれども、先ほどは9年間という年数を申し上げました。9年間というのは、サラリーマンの方々が給料が連続下がってきた年数であります。

国の指標でいいますと、平成9年度から昨年度までの9年間でサラリーマン、

労働者全体の給料が43兆9,000億円から40兆3,000億円と、3兆6,000億円減少しました。市民税増等で税制改悪によって負担もふえました。同じ9年間で摂津市の場合のいろんな公共料金の値上げによって単年度負担だとか、ずっと加重的に計算しますと、9年間で摂津市民が市の公共料金値上げによって払った金額総額は、94億円になるわけです。

だから、市も大変だけれども、市民も大変だという数字が出てくるわけです。その中で、平成18年度の決算はとりあえず準用再建団体の危機は免れたと。しかし、借金財政だという状況であります。

従って、先ほど集中改革プランの問題でもお話ししましたが、やっぱり原点に立ち戻って、市民の生活実情について国的な資料だとか、またその中でいろんな数字に含まれる市民生活について、科学的にぜひ分析する作業をしていただいて、その中身を持っていただいて市民の暮らしを守るために、まず財政を活用すると。いろんな事業もありますから、全面的にはそうはいかない部分もありますけれども、そのことを基本にして、ぜひ進めていただきたいと。

ちなみに、貧困と格差の問題、最近調べた問題で、完全失業率の数字があります。平成18年度時点でいきますと、大阪府下平均が5.4%になります。いただいた資料で計算しますと、摂津市は6.72%、だから1.3ポイント摂津市が高いと、こういう点からしてもいろいろしんどいと。昨年、毎日新聞が報道した2004年度の平成16年度の府内平均所得の一覧表でも、33市の中で門真市、大東市の次に摂津市が少ないと。32万3,000円という数字が示してありますけれども。そういうしんどい面をきちん

と見ていただいて、今申し上げたように、市民の暮らしを守るための財政運営ということをぜひ貫いていただきたいということをお願いして、質問を終わります。○山本善信委員長 ほかに。三宅委員。○三宅委員 この2日間で三好委員、村上委員、そしてただいまの野口委員から多くの質問項目をなされましたので、それを踏まえて若干もう少し詳しい点について3点ほどお伺いをいたします。

まず1点、法人税改革につきます、これまでの流れでございますけれども、これまでに本会議、また委員会等でお伺いしておりましたところ、現状の改革方針で事態が推移しますと、摂津市にとってほぼ間違いなくマイナスになるであろうということが予測されております。

せんだって、この法人税改革において東京都の石原都知事など、いわゆるマイナスの影響をこうむるであろう自治体の首長などが、それに対して反対の意見を述べておられますが、本市といたしましてもまだ確定的なところにはいっておりませんけれども、マイナスの影響をこうむることは避けていくべきだと考えております。

この点につきまして、やはり市長部局、また財政当局からそういった広範な税の議論の場で意見を申し述べていただきたく考えておりますが、この点いかがお考えでしょうか。

次に、情報政策課ご所管になりますが、せんだって村上委員の質問にもございましたが、OSの現状という点につきましては、当時はWindows 98が80%ほどであるとのことでしたが、Windowsに関して言いましたら、95、あるいは2000、またXP、Vista等、さまざまな種類、そしてその中でもセカンドエディション等、さまざまな

バージョンがございしますが、現状の分布状況等、もし把握しておいででしたらお教え願いたく思います。

そして、3点目、人事関係になりますけれども、先に野口委員のご質問等にもございましたが、今後職員、正職員の700人体制を目指すに当たって、さまざまな検討課題が存在すると。ここで若干私が意識いたしましたのは、臨時職員、また非常勤職員等と正規職員等の業務のバランスという点でございます。

と申しますのは、私が以前民間企業で店長を務めておりましたときに、店長と一般社員とそしてパートとアルバイトという、この階層といいますか、区分けがございました。もちろんこの店長、社員、パート、アルバイト、このそれぞれにおいてできる事務作業には限度がございます。

例えば、金庫を扱うような作業は実際は店長しか行ってはいけない、そういった規定がございましたけれども、実際の店舗業務においては残念ながら、レジが混雑しておる、またその他搬入の受付がある等の理由で、一般社員、またパートの方が金庫を扱うときもございました。これは、あくまで一例でございますけれども、その他、一般職員等の所管をパートが行う、こういったことはある意味で日常茶飯事の状況でもございました。

これを市の業務に置きかえてみますと、やはり正職員と非常勤職員、そして臨時職員等でできる、してもよい業務には限りがあることは明白でございます。しかしながら、業務の多忙性等、時期によってはそういったことがあいまいになり、またパソコン等を使用しますので、画面が残っておったり、データが残っておったりした場合に、さわるべきではない。関知すべきではない情報を入手してしま

うようなケースになることも考えられてまいります。こういった点において、人事当局の現在のご認識をお伺いいたします。

以上、3点よろしくお願いたします。

○山本善信委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 それでは、税に対するところですが、市長が実は平成19年7月25日なんです、内閣府が主催します「地方分権懇談会 in 池田」というところで、このような発言をしております。

地方分権懇談会のメンバーなんです、委員としては委員長が丹羽宇一郎委員長、それから現在総務大臣になられました増田寛也委員長代理、あと東京都の副知事になられました猪瀬直樹委員などがそのときの出席者でございました。この場での市長の発言としては、「法人税、固定資産税の収入が高いことから、交付税の不交付団体となっている。本市のような衛星都市では不交付団体は数市だけ。隣の市は豊かなのに百数十億円もの交付税を受け取っている団体がある。破綻法制の関係で、この破綻に関するハードルがどんどん高くなっているのに、交付税の基準は変わらない。一方のハードルを高くしたら、一方の基準を見直すべきということで、交付税、不交付になっている本市において、その水平的調整と言われる税のあり方を交付税も含めて、もう一度見直してはいかがか。」という発言をしております。

それともう1点は、「大阪の府内の地方自治体については、既に5兆円の税金を納めている。しかし実際に大阪に返ってくるのは1兆5、000億円しか返ってきていないということで、この状態を考えて税制度を再度設計をしていただきたい。」という発言をしております。

税については、税の立場でそれぞれ今までの税制の見直しということで、その都度、その都度言うておりますが、本市のトップであります森山市長においても、この7月の地方分権懇談会でこのような発言をして積極的に本市の財政状況の中で三位一体の改革をはじめ、交付税の制度等について発言をしているところであります。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事関係の臨時職員、非常勤職員と正規職員のバランスに関するお問い合わせでございます。委員ご指摘のように現在、本市、平成18年3月に作成いたしました新アクションプラン、集中改革プランにおきまして、職員の退職につきまして完全不補充という形ではなく、事務職員等については6割補充、現業職員につきましては不補充という原則で運営を行っております。その関係上、臨時職員、非常勤職員の数が増加しているということは確かでございます。

しかしながら、各業務におきまして、やはり正規の職員がその課の中心になり、バランスを考えて業務に当たっていくというところは職員が当然、中心になっていかなければいけないということは、委員のお話の中にもありましたように、私どもも同様に考えております。

また、情報につきまして、やはり注意をしなければいけないというところがございますが、臨時職員の方、非常勤職員の方、それぞれ任用、採用に関する規則というのを設けております。その中に雇用契約書というのを掲載しております。

本人にその内容を周知していただき、了解をしていただいた上で雇用契約という形になっております。その契約書の中に、業務上知り得た秘密については契約

期間中はもちろんのこと、退職した後においても他人には漏らしてはならないという契約の文書も入っており、そういうことを認識の上で本市の方に来ていただいているということで考えております。

今、委員のご指摘がありましたように、そういう情報について、ここに書いておくことをきっちり守っていただくということで、また雇用されておられます各課におきまして、こちらの方から指導してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 庁内のネットワークパソコンにおけるOSの現状でございますが、専門的になって申しわけございませんが、村上委員のときにもご指摘を受けている件と絡んできますが、一つはオープンシステムによって個人情報を守るという観点から、閉じた世界で使う今回のシステムがあります。それはOSとしては、今おっしゃいましたXP以降のシステムでセキュリティ環境を確保して実施してまいります。

それから、もう一方、今度はインターネットにつながる環境がございますが、これは閉じた世界ではございませんで、外部のインターネットに接続されたネットワーク、その中に事務報告書の61ページで掲載されております530台、そのうちネットワークパソコン、ネットワークシステムで稼働するパソコンが367台というようになっており、前回、先日申し上げましたとおり、一般の職員であれば5人に3台しか行っていない状況でございます。

委員のご指摘のとおり、中のOSの内訳を見ますと、530台のうち、390台の80.2%はWindows98以前でありまして、一番古いものはWin

d o w s 9 5が2 3台、それからW i n d o w s 9 8が3 6 7台、それから2 0 0 0が2 0台、O SのX Pが7 4台、それからM a cが4 4台となっております。この中には水道部が含まれておりませんので、水道部は単体で別途5 3台のM a c O Sのネットワークを構築されております。

実際、X Pだけで申し上げますと、5 3 0台中7 4台ですので、今後使えるパソコン、あるいはネットワークのO SとしてX Pというものが考えられますが、現状では1割強の状態しかないのが現状でございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 いずれもありがとうございました。まず、法人税の話でございますけれども、既に7月の時点で市長が一定の方針で発言をなさっているとただいま伺いしまして、一つ安心をした次第でございます。

現時点での税の議論は、まだ確かに議論でございますので、確定事項ではございませんので、今すぐに何かをするというものでもございませんけれども、やはり国であるならば国益というように、市であれば市益といいましょうか、そういったものを守っていくのが、我々として第一義的にあるのかなと考えておりますので、そういった観点もしっかりお持ちの上、市長はじめ皆様には今後とも取り組んでいただきたいというふうに願っております。

人事関係でございますけれども、守秘義務等説明の上、あとは各課においての教育があるということでございました。当然に公の立場で業務に当たるということは、すべからくこの守秘義務が存在するわけですので、これこそがある意味で根幹をなすのかなというふうに考えており

ます。

しかし、日常の業務が煩雑化して、ちょっとした油断、こういったところからミスや不祥事は起こるものでございます。昨今のメーカーの偽装であるとか、いろいろな隠ぺいであるとかは、きっかけは恐らくちょっとしたことであると考えておりますので、やはり今回、特段問題が起こっている段階ではございませんので、こういったときにしっかりと見直しをして、現状を確認の上、未来に向かっての行動指針にさせていただきたいというふうに考えております。

情報政策課のパソコンのO Sの種類でございますけれども、9 8と9 5がかなりのパーセンテージを占めておることによって、今後オープンシステムとの絡みで申しますと、やはりO Sのバージョンアップは必須であるというふうに考えております。

といいますのは、このO Sの違いによってはファイルの互換性がなくなるであるとか、処理能力の限界を超えてしまってフリーズが起こる。こういったいろんな弊害が予想されるからでございます。

しかしながら、現在はV i s t aが出ておりますけれども、一般的なパソコンユーザーの皆様から申しますと、まだV i s t aに手を出すのは早いと。やはりV i s t aの安定性、安全性がもっと確保されてから広まるのではないかと。マイクロソフトの見解では、今、世界においては非常にV i s t aのユーザーがふえているというふうなコメントもございましたけれども、しかしソニーはあえてX Pを搭載したパソコンを最近また発表しておりますので、やはりO Sについては最も業務の上で適切であると考えられるバージョンを搭載していくべきだと考えております。

したがいまして、担当課におかれましては、そういった観点から電子自治体や電子申告に向けて適切な計画を立て、実行していただきたいというふうに要望を申し上げて質問を終わります。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時50分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

認定第5号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時52分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定

しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後1時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 野口博